

◎鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律

(令和七年四月二五日法律第二八号)

一、提案理由 (令和七年三月一八日・衆議院環境委員会)

○浅尾国務大臣 ただいま議題となりました鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、熊やイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加しており、とりわけ令和五年度には、熊による人身被害の件数が過去最多となりました。現行の鳥獣保護管理法は、住居集合地域等における銃猟、人や建物等に向かってする銃猟等を禁止していますが、出没した熊等が建物に立てこもるなど膠着状態にある場合において、予防的で迅速な対応が必要です。

本法律案は、このような背景を踏まえ、熊等の危険鳥獣の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安全の確保の下で銃猟を可能とするものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、危険鳥獣による人の生命又は身体への危害を防止する措置が緊急に必要で、銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、避難等によって地域住民に弾丸が到達するおそれがない場合において、市町村長が、危険鳥獣の銃猟を捕獲者に委託して実施させること、すなわち緊急銃猟をすることができるものとします。これにより、一定の条件を満たした場合には、人の日常生活圏において熊等の銃猟が可能となります。

緊急銃猟をしようとする場合において、市町村長は、必要に応じ、通行制限、避難指示ができるものとします。これにより、緊急銃猟を実施する際の地域住民の安全を確保します。

また、この場合、都道府県知事に応援を要請することができるものとします。

さらに、市町村長は、緊急銃猟の実施に伴って損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとします。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要です。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院環境委員長報告 (令和七年四月一〇日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、近年、熊やイノシシが人の日常生活圏に出没し、人身被害が発生するなど、生活環境の保全上の支障が生じる事例が増加していること等を踏まえ、熊等の危険鳥獣の銃猟に関する制度を見直し、人の日常生活圏に熊等が出没した場合に、地域住民の安

全の確保の下で銃猟を可能とする措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月十七日本委員会に付託され、翌十八日浅尾環境大臣から趣旨の説明を聴取した後、二十五日から質疑に入り、四月八日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、本案に対しまして、立憲民主党・無所属、日本維新の会及び参政党の共同提案による修正案が提出され、趣旨の説明を聴取しました。

次いで、採決いたしましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年四月八日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対して、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出沒対応に関するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、出沒時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援を行うこと。
- 二 本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たっての担い手への必要な経費が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。
- 三 狩猟者の減少・高齢化等による鳥獣捕獲の担い手の減少などを踏まえ、捕獲体制を強化するため専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及び育成について、積極的な支援を行うこと。
- 四 クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出沒を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、すみ分けて共存するための対策の再検討などの出沒抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。
- 五 捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施、すみ分けのための環境整備等がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。
- 六 くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれ大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。
- 七 捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。

八 令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを
目指して本年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影
響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進める
こと。

三、参議院環境委員長報告（令和七年四月一八日）

○青山繁晴君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審
査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における一部の鳥獣の生息地の範囲の拡大等に起因する人の生命又
は身体に対する危害の発生の実情に鑑み、当該危害を防止するため、危険鳥獣の銃器を
使用した捕獲等に関する制度を創設しようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案の審査に先立ち、宮城県へ委員派遣を行うとともに、
緊急銃猟を実施する市町村への支援策、捕獲従事者を始めとする専門的人材の確保、育
成の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いま
す。

質疑を終局いたしましたところ、本法律案に対し、立憲民主・社民・無所属及び日本
共産党を代表して川田理事より、「危険鳥獣」の用語を「緊急対処鳥獣」に改めること
等を内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、れいわ新選組を代表して山本委員より原案及び修
正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（令和七年四月一七日）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、危険鳥獣の銃猟の安全対策に万全を期するため、市町村を始めとする関係者に対し
て、現場での迅速かつ適切な判断が可能となるよう、本法の内容を関係法令との関係
も含めて十分周知するとともに、関係省庁で連携して安全かつ効果的な出没対応に関
するガイドライン等の作成や研修の実施等の支援を図ること。また、危険鳥獣の出没
時の連絡体制及び対応方針の事前調整や実地訓練の定期的な実施について必要な支援
を行うこと。

二、本法の円滑な運用とともに、危険鳥獣の捕獲等に当たっての担い手への必要な経費
が確保されるよう、地方公共団体に対する財政支援の充実に努めること。

三、狩猟者の減少・高齢化等を踏まえ、鳥獣による被害防止に向けた捕獲体制を強化す
るため、専門的技術を有する認定鳥獣捕獲等事業等に従事する者の更なる技術向上及
び育成について、積極的な支援を行うこと。

- 四、クマ対策については、捕殺だけではなく、人の生活圏への出没を未然に防止することが重要であることから、生息状況把握のための適切なモニタリングの実施を始め、クマの生息環境の整備や保全、人とクマがすみ分けて共存するためのゾーニング管理などの出没抑制対策に関係省庁で十分連携を図りつつ取り組むこと。また、これらの取組を進めるため、野生動物管理の計画・立案等を担う専門人材の育成・確保を進めること。
- 五、捕殺による被害対策の効果は限定的で、クマ等による人身被害の予防や野生動物との軋轢の根本的な解決には、防護柵等による被害防除や誘引物除去、犬を活用した追い払いの実施など、人と野生動物とのすみ分けのための環境整備がとりわけ有効であることから、地域が効果的に取り組めるように支援策を整備し、必要な予算を確保すること。
- 六、くくりわな又は箱わなによる錯誤捕獲は、意図せぬクマの捕殺や野生動物に不必要な苦痛を与えることにつながるおそれ大きいことから、錯誤捕獲の発生防止対策を検討すること。
- 七、捕獲等を行った野生鳥獣の有効利用について、より安全な提供による消費者の安心の確保を図りつつ、その円滑な流通を促進するための環境整備等必要な措置を講ずること。
- 八、令和十二年度までに鉛製銃弾に起因する鳥類での鉛中毒の発生をゼロとすることを目指して令和七年度から鉛製銃弾の段階的な使用規制が開始されることを踏まえ、その影響についての科学的知見も踏まえつつ、非鉛製銃弾の使用の促進を図る取組を進めること。
- 九、森林、里地里山、河川など、野生動物の生息環境の整備・保全と生態系ネットワークの構築・維持を進めるため、ネイチャーポジティブの取組を一層強化すること。
右決議する。